

京都市空き家活用・流通支援等補助金交付要綱

平成26年6月3日
平成27年3月3日改正
平成28年3月29日改正
平成29年3月27日改正
平成30年3月30日改正
平成31年3月22日改正
令和2年3月26日改正
令和3年4月1日改正
令和4年4月1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、利用される見込みがない空き家の活用及び流通を促進するとともに、まちづくりの活動拠点その他地域の活性化等に資する空き家の活用を支援するため、工事等にかかる費用の一部を助成する京都市空き家活用・流通支援等補助金(以下「補助金」という。)の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定目的 別表に定める目的又はまちづくり活動拠点その他地域コミュニティの活性化等に資すると市長が認める目的をいう。
- (2) 補助事業 第15条第2項の規定による通知(以下「交付決定通知書」という。)を受けて、当該交付決定通知に係る工事等を行うことをいう。
- (3) 京町家等 昭和25年11月22日以前に着工され、かつ伝統構法によって建築されたものをいう。

第2章 補助事業の要件

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。

- (2) 第15条第1項の規定による交付申請の日から遡って、1年以上、居住者又は利用者のいない建築物であること。
- (3) 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（重層長屋を除く。）であること（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (5) この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助を受けていない建築物であること。
- (6) 建築基準法その他の建築に関係する法令に照らし、相当と認められる建築物であること。
- (7) 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を含めた補助対象建築物に係る工事等に、現に着手している建築物でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (9) 未登記の建築物でないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、補助対象建築物を改修し、特定目的で空き家活用を行う者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者。ただし、補助対象建築物の所有者、補助対象建築物の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者（法人が所有する場合にあっては、その代表者等をいう。以下、この条において同じ。）が居住する目的の場合には対象としない。
 - (2) 補助対象建築物を賃借又は購入しようとする者。ただし、補助対象建築物の所有者、補助対象建築物の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者が居住する目的で、賃借又は購入しようとする場合は対象としない。
 - (3) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、特定目的で空き家活用を行う者に賃貸しようとする者。ただし、補助対象建築物の所有者、補助対象建築物の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者が居住する目的で、賃貸しようとする場合は、対象としない。
- 2 前項各号において、法令の規定又は公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある事業を営むことを目的とするなど、市長が不適切と判断した場合は対象としない。
- 3 補助対象者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承していなければならない。
- 4 前項に基づく了承について、補助対象者が補助対象建築物の所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。ただし、補助対象者が補助対象建築物を購入しようとする場合は、この限りでない。
- 5 補助対象者は、次のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 京都市税の滞納のある者
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等

(関係権利者の同意)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が補助対象建築物の所有者又は管理者以外の者である場合は、申請者は、補助事業の実施について当該補助対象建築物の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

- 2 前項の場合であって、補助対象建築物の所有者が複数の場合は、共有者の全員の同意を得なければならない。
- 3 申請者が当該建築物の所有者の一人である場合は、補助事業の実施について他の所有者全員の同意を得なければならない。

(長屋建ての住宅の特例)

第6条 補助対象建築物が長屋建ての住宅である場合において、補助事業の内容、関係権利者の状況及びこの要綱に基づく補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認めるときに限り、第3条各号、第4条第1項各号、第5条各項、第8条各項、第12条各項、第14条各号、第15条第1項各号、第18条各項、第21条各項中、「建築物」とあるのは、「住戸」と、「補助対象建築物」とあるのは、「補助金の交付の対象となる住戸」と読み替える。

(地域への説明等)

第7条 申請者は、活用する内容について、あらかじめ地域に説明を行い、その状況を市長に報告しなければならない。

(補助対象工事)

第8条 補助対象工事は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定目的での活用上、必要なものとして市長が認めるものに限る。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
 - (2) 給排水、電気又はガス設備の改修
 - (3) 壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修
 - (4) 屋根又は外壁等の外装の改修
 - (5) 建築物の耐震性を向上させる工事
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 補助対象建築物が耐震性を向上させる必要がある場合で、耐震性の向上を目的とした補助金要綱の対象となる場合は、補助金の対象としない。
 - 3 補助対象建築物は、補助対象工事を行ってもなお安全性の向上が見込めない等、居住又は利用に際し安全性に支障があるものであってはならない。

(工事施工者の要件)

第9条 前条の補助対象工事を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置

いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

（補助対象費用）

第10条 補助対象費用は、第8条第1項各号に掲げる補助対象工事に要する費用とする。

- 2 申請者が補助対象工事を自ら施工する場合は、補助金の交付の対象は同条第1項各号の材料費及び専門工事として専門工事業業者への委託に要する費用とする。
- 3 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

（補助金の額）

第11条 第8条第1項各号に掲げる補助対象工事の補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）を補助金の額とする。

- 2 前項により算出された補助金の額は、補助対象建築物が京町家等の場合にあつては900,000円、それ以外の建築物については600,000円を限度額とする。ただし、特定目的の別表第10項に該当する場合は600,000円を上限とする。
- 3 補助対象建築物が長屋建ての住宅である場合において、補助事業の内容、関係権利者の状況及びこの要綱に基づく補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認めるときに限り、住戸ごとに前各項を適用して補助金の額を算出することができるものとする。
- 4 前項の場合においては、第2項中「限度額」とあるのは、「1住戸当たりの限度額」と読み替えるものとする。ただし、同時に複数の住戸の補助金を申請する場合は、補助事業の内容を鑑み、市長が適当と認める額を上限額とする。

（安全性への配慮等）

第12条 昭和56年5月31日以前に着工された建築物に係る申請者は、耐震性が向上する耐震改修を行う等、耐震性に配慮するよう努めなければならない。

- 2 第8条第1項第5号に定める耐震性が向上する工事とは、次の各号に掲げるいずれかの工事とする。
 - (1) 耐震診断に基づく耐震改修工事
 - (2) 在来工法によって建築された建築物については、次のアからエまでに掲げる工事のいずれかの工事
 - ア 屋根を葺き替える工事であつて、非常に重い屋根（土葺瓦）から重い屋根（桟瓦葺等）若しくは軽い屋根（金属板等）に葺き替えるもの又は重い屋根（桟瓦葺等）から軽い屋根（金属板等）に葺き替えるもの
 - イ 根継ぎ等により、土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事
 - ウ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事

- エ 有筋の基礎を増設する工事
- (3) 伝統構法によって建築された建築物については、次のアからカまでに掲げる工事のいずれかの工事
 - ア 前号アに掲げる工事
 - イ 前号イに掲げる工事
 - ウ 礎石等の基礎を補修する工事
 - エ 土壁を塗り直す工事
 - オ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化し、又は杉板等により補修する工事
 - カ 柱脚部に足固め、根がらみを設置する工事

(地域への配慮)

第13条 申請者は、地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行わなければならない。

第3章 交付の申請等

(事前協議)

第14条 申請者は交付の申請の前に事前協議書を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 第3条第2号の基準に適合することを証するもの又はその取得に要する書面
- (3) 第4条第1項各号の規定に適合する者であることを証する書面
- (4) 補助対象建築物の現況図面(縮尺100分の1程度)
- (5) 補助対象建築物の全景写真
- (6) 補助対象建築物が住宅として利用されていたことを証する書類
- (7) 補助対象建築物が、京都市地域連携型空き家対策促進事業実施要綱(以下「地域連携実施要綱」という。)第2条第4号に規定する事業に取り組んでいると市長が認める団体(以下「地域連携取組団体」という。)の取組地域内に所在する場合は、その団体に対して、事業についての情報を提供することに関する承諾書

(交付の申請)

第15条 申請者は、補助事業に着手しようとする14日前までに、条例第9条に基づき、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。前条に基づき、既に提出されている書類については流用することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 第3条第2号の基準に適合することを証する書面
- (3) 第4条第1項各号の規定に適合する者であることを証する書面
- (4) 第3条第2号及び第6号、第4条第5項、第12条第1項、第13条にかかる誓約書

- (5) 補助金額算出書
 - (6) 補助事業に要する費用の見積書
 - (7) 補助事業の現況図面及び計画図面（縮尺100分の1程度）
 - (8) 補助事業の着手前の状況を示す写真（補助対象建築物の全景写真及び補助対象工事に係る部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）
 - (9) 第7条の規定に定める地域に事前に説明を行ったことを証する書面
 - (10) 第4条第3項及び第5項、第21条第3項及び第4項にかかる承諾書
 - (11) 補助対象建築物が、地域連携取組団体の取組地域内に所在する場合は、地域連携取組団体からの要望等に関する報告書
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から第13条までの規定に適合していると判断した場合は、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から第13条までの規定に適合していないと判断した場合は、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、交付決定通知書を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）から補助事業に着手することができる。

（補助事業の履行期間及び履行期間の延長）

- 第16条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6箇月を経過する日（以下「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。ただし、6箇月を経過する日が、交付決定通知書の属する年度の3月15日を越える場合は、3月15日を完了期限とする。
- 2 認定申請者は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがないときは、補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、事由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、前項の規定に関わらず、6箇月を限度とし、相当の期限を定めて完了期限を延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等の報告）

- 第17条 認定申請者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 2 認定申請者は、補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、補助事業休止・廃止報告書によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第18条 条例第18条第1項の規定による報告は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に行わなければならない。

- (1) 建物の利用の開始を証する書面
- (2) 別表第9項及び第10項に該当し、住宅に活用する場合には、前号に代わり補助事業に係る媒介契約書、賃貸借契約書、売買契約書又はこれに代わる書面の写し
- (3) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等
- (5) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真(補助対象工事部位ごとの写真)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面(縮尺100分の1程度)
- (6) 第4条第1項第3号に該当する場合は、補助対象建築物の所有者と補助対象者との間で結ばれる賃貸借契約書の写し及び補助対象者が当該建築物を賃貸する事を証する書面等
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が第4条第1項第1号に該当し、補助対象建築物を売却用とする場合において、条例第18条第1項の規定による報告時に、補助事業に係る媒介契約書又はこれに代わる書面の写しを提出した認定申請者は、買い受ける者が確定した場合は、速やかに売買契約書又はこれに代わる書面の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の決定)

第19条 市長は、前条の規定による実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。

(補助金の請求)

第20条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に補助金請求書により補助金の請求を行わなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第21条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明したとき
- (2) 認定申請者が第16条第1項に規定する履行期限内(第16条第2項の規定により期限を延長した場合は、その期限内)に補助事業を完了しなかったとき、又は完了する見込みがないとき
- (3) 認定申請者が第16条第2項及び第17条各項の規定による報告を怠ったとき
- (4) 補助対象建築物を補助金の交付の対象となる目的に供していないと市長が認めるとき

- (5) 市長が、補助対象建築物について建築基準法の違反の是正を求める行政指導を行った場合において、補助事業者が当該指導に従わないとき
- 2 認定申請者から第17条第2項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかったものとみなす。
 - 3 認定申請者が、補助事業完了後、10年以内に、補助金の交付の対象となった要件に合致しない用に供した場合は、補助金を市長に返還しなければならない。
 - 4 認定申請者が、補助事業完了後、10年以内に、補助対象建築物を除却し、あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行った場合は、補助金を市長に返還しなければならない。ただし、除却後の跡地の活用方法、又は改修工事後の活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第22条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事等を施工する者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(補則)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅室技術担当部長が定める。

(様式)

第24条 補助金交付事前協議書、申請書、報告書等の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
交付申請書	第15条関係	第1号様式
誓約書	第15条関係	第2号様式
補助金額算出書	第15条関係	第3号様式
報告書	第15条関係	第4号様式又は第10号様式
承諾書	第15条関係	第5号様式
補助事業変更等報告書	第16条及び第17条関係	第6号様式
補助事業休止・廃止報告書	第17条関係	第7号様式
実績報告書	第18条関係	第8号様式
補助金請求書	第20条関係	第9号様式
事前協議書	第14条関係	第11号様式
確認書	第14条関係	第12号様式
承諾書	第14条関係	第13号様式

附 則

この要綱は、施行日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定に関わらず、第21条第1項は、この要綱の決定の日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条第1号関係）

地域の活性化に資するもの	
(1)	地域の居場所づくり（高齢者の居場所，町内会の活動拠点，多世代交流の場，観光客との交流の場，子育て世代の情報交換の場等）
(2)	北部山間地域に移住する者の住まい
(3)	京都市外から移住する者の住まい（ただし，(2)に該当するものを除く。）
文化芸術，大学政策の振興に資するもの	
(4)	若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり
(5)	大学，短期大学，大学院の学生の住まい
観光，産業又は商業の振興に資するもの	
(6)	商店街の街区内における集客力向上に資する用途（小売業，飲食業等）での活用
(7)	スタートアップ等の事業者が新たに入居する事業所
国際交流に資するもの	
(8)	留学生又は外国人研究者の住まい
その他	
(9)	地域連携型空き家対策促進事業に取り組む地区において，空き家を活用・流通するもの（ただし，(1)から(8)までに該当するものを除く。）
(10)	京町家等を活用・流通するもの（ただし，(1)から(9)までに該当するものを除く。）

備考

- 1 北部山間地域に移住する者の住まいとは、「京都市北部山間移住促進地域助成金交付要綱」別表1に掲げる地域（北区中川・小野郷・雲ヶ畑地域，左京区花脊・久多・広河原・大原地域，右京区水尾・宕陰・京北地域）に移住する者の住まいとする。
- 2 スタートアップ等の事業者が新たに入居する事業所とは，スタートアップ（ユニークなテクノロジーや製品・サービス，ビジネスモデルを持つ，創業10年未満の中小企業者をいう。），本市認定制度（ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定，オスカー認定，知恵創出“目の輝き”認定，又はこれからの1000年を紡ぐ企業認定をいう。）による認定を受けた者，又は本市の補助制度（京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金又は京都市産学公連携医療イノベーション創出支援施設活用推進事業補助金をいう。）による補助金の交付を受けたことがある者が新たに入居する事業所をいう。
ここに定める事業所とは，事務所，店舗，工場，作業場等をいう。ただし，社宅，社員寮等の居住施設は除く。

交付申請書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。
「 」(2ページの別表から選択)

補助対象建築物の概要	所在地	京都市 区 「 」学区
	構造・階数	木造 (<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 伝統構法) ・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 地上 () 階 / 地下 () 階
	建築年	(明治・大正・昭和・平成) 年
	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 (居住部分以外の部分の用途 :)
	住居の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 (申請住戸の数 戸 / 全 戸)
	延べ面積	m ² (登記面積 m ²)
	過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、かつ、本市を含む公的機関から、同種類補助金の対象工事と同一の部位に対して交付を受けていない建築物である。 <input type="checkbox"/> はい	
申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 (賃貸 () ・売却 () ・利用 ()) <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の賃借予定者 (居住・利用 () ・賃貸 ()) <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の購入予定者 (居住・利用 ())	
関係権利者の同意	申請者は、賃借予定者である。 <input type="checkbox"/> はい	⇒ 所有者全員又は管理者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> はい
	申請者は、購入予定者である。 <input type="checkbox"/> はい	
	申請者は、所有者の一人である。 <input type="checkbox"/> はい	⇒ 共有者全員の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> はい
補助対象工事に要する費用	¥ 円 (税抜き)	
補助金額	¥ 円	
補助事業実施予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
改修後の用途	住宅以外 <input type="checkbox"/> はい	⇒ 補助対象建築物の用途へ変更することについて、建築基準法その他の建築に関する法令に照らし問題はない。 <input type="checkbox"/> はい

(2ページ目に続く)

施工予定業者等	<input type="checkbox"/> 事業者が実施する。 業者名： (担当者) 所在地：京都市 (電話 - -)
	<input type="checkbox"/> 申請者が直接施工する。

○その他の補助事業の申請状況 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金 () ()	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 予定なし
--	---	---	-------------------------------

(参考) 空き家活用・流通支援等補助金交付要綱 別表

地域の活性化に資するもの	
(1)	地域の居場所づくり（高齢者の居場所，町内会の活動拠点，多世代交流の場，観光客との交流の場，子育て世代の情報交換の場等）
(2)	北部山間地域に移住する者の住まい
(3)	京都市外から移住する者の住まい（ただし，(2)に該当するものを除く。）
文化芸術，大学政策の振興に資するもの	
(4)	若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり
(5)	大学，短期大学，大学院の学生の住まい
観光，産業又は商業の振興に資するもの	
(6)	商店街の街区内における集客力向上に資する用途（小売業，飲食業等）での活用
(7)	スタートアップ等の事業者が新たに入居する事業所
国際交流に資するもの	
(8)	留学生又は外国人研究者の住まい
その他	
(9)	地域連携型空き家対策促進事業に取り組む地区において，空き家を活用・流通するもの（ただし，(1)から(8)までに該当するものを除く。）
(10)	京町家等を活用・流通するもの（ただし，(1)から(9)までに該当するものを除く。）

(3 ページ目に続く)

添付資料チェックシート

添付書類一覧（番号順に添付のこと）

※添付した書類にはチェック☑をしてください。

事前協議書に添付した書類を利用する場合は「事前協議」にもチェック☑をしてください。

(1)	付近見取図	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 事前協議
(2)	交付申請の日から遡って1年以上、空き家であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 事前協議
(3)	所有者であることを証する書面（3箇月以内に証明されたものに限る。）、又は、賃借（転貸目的を含む。）し、又は購入し、当該建築物に居住又は当該建築物を利用する予定であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 事前協議
(4)	建築年を証する書類	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 事前協議
(5)	補助金額算出書（第3号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(6)	補助事業に要する費用の見積書（工事ごとに内訳明細書があるもの）	<input type="checkbox"/> 添付
(7)	補助事業の現況図面及び計画図面（縮尺100分の1程度） ※工事予定箇所及び工事内容を明記すること	<input type="checkbox"/> 添付
(8)	申請建築物の全景写真及び補助対象工事の部位ごとの写真	<input type="checkbox"/> 添付
(9)	誓約書（第2号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(10)	報告書（第4号様式）【補助対象建築物が地域連携取組団体の取組地域内に所在する場合は、第10号様式も必要】	<input type="checkbox"/> 添付
(11)	承諾書（第5号様式）	<input type="checkbox"/> 添付

誓約書

(あて先) 京都市長

京都市空き家活用・流通支援等補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

- 1 対象となる建築物が、交付申請日から遡って1年以上、居住者又は利用者がいない建築物であること。
- 2 建築基準法その他の建築に関する法令に照らし、相当と認められる建築物であること。
- 3 京都市税の滞納がないこと。
- 4 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- 5 昭和56年5月31日以前に着工された建築物にあつては、耐震性に配慮するよう努めること。
- 6 地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行うこと。
- 7 別表第9項及び第10項に該当し、補助対象建築物を売却用とする場合において、実績報告時に補助事業に係る媒介契約書又はこれに代わる書面の写しを提出した場合は、買い受ける者が確定した後、速やかに売買契約書又はこれに代わる書面の写しを提出すること。

令和 年 月 日

申請者の^{ふりがな}氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

男・女

(生年月日 年 月 日)

第3号様式 補助金額算出書

工事種別	工事項目	補助対象工事に要する費用 (税抜金額)		
① 住宅設備工事	台所	円		
②	便所	円		
③	浴室	円		
④	洗面台	円		
⑤	給湯器	円		
⑥	分電盤	円		
⑦ 外装工事	屋根	円		
⑧	外壁	円		
⑨ 内装工事	内壁	円		
⑩	天井	円		
⑪	床	円		
⑫	建具	円		
⑬ 耐震改修工事等		円		
合計額 (①～⑬) 補助対象事業費	(A)	円	(A)に補助率2/3 を掛けた金額を記載 円	1,000円未満を切り 捨てた金額を記載 円
補助予定額 ただし、 限度額 60万円 ※京町家等の場合は90万円(別表10の場合を除く。)			円	
(参考) 補助対象工事以外の工事に要する費用 (税込金額)			円	
(参考) 総工事費用 (税込金額)			円	

※長屋の場合は、住戸ごとに補助金算出書を作成のこと。
 ※該当する工事項目①～⑬を見積書の内訳明細書に追記すること。
 ※必要に応じて数量調書を添付すること。

報告書

(あて先) 京都市長

活用内容及び京都市空き家活用・流通支援等補助金を申請することについて、下記のとおり、町内会等の自治組織に説明した状況について報告します。

1	町内会等の自治組織及び代表者の氏名等	
2	説明を行った日	令和 年 月 日
3	説明内容	
4	説明した状況	<input type="checkbox"/> 了解された。 <input type="checkbox"/> 条件付で了解された。 ()

※3については、説明の際に使用した資料の添付でも可とする。

令和 年 月 日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

承 諾 書

(あて先) 京都市長

京都市空き家活用・流通支援等補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

- 1 市税の滞納がない状況を確認するために、京都市が税情報を調査することがあること（申請者のみ）。
- 2 補助対象物件の写真等について、京都市のホームページへの掲載等、市の広報において事例紹介すること。
- 3 補助事業完了後、10年以内に補助金の交付対象となった要件に合致しない用に供しないこと。
- 4 補助事業完了後、10年以内に補助対象建築物を除却し、あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行わないこと。
- 5 補助事業完了後10年未満の間に補助対象建築物を売却する場合、残り期間、譲り受ける者が3、4及び本項を遵守する旨を契約書等に明記すること。

令和 年 月 日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

所有者の氏名 (申請者が賃借予定者の場合のみ記入)
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

※ 賃借予定者が申請される場合、京都市から所有者全員に対し電話での本人確認を行います。御連絡が取れない場合は、本人確認書類の写しを求める場合があります。

(電話 — —)

補助事業変更等報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第16条第2項及び第17条第1項の規定により報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号 令和 年 月 日 京都市指令 第 号
報告の区分	<input type="checkbox"/> 補助事業の内容又は経費の配分の変更の報告 ⇒(あ)、(い)及び(う)欄を記入 <input type="checkbox"/> 補助事業が完了期限(交付決定通知日の翌日から起算して6箇月を経過する日)までに完了する見込みがない旨の報告 ⇒(あ)及び(え)欄を記入 <input type="checkbox"/> その他 ⇒(あ)及び(い)欄を記入
(あ) 報告の理由	
(い) 変更の内容	
(う) 変更後の補助金額	¥ 円
(え) 補助事業の完了見込み	令和 年 月 日

※ 報告事項に応じて、適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

第7号様式

補助事業休止・廃止報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第17条第2項の規定により、補助事業を休止し、又は廃止する旨を報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号 令和 年 月 日 京都市指令 第 号
中止又は廃止の理由	

実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第18条の規定により、報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
補助対象工事に要する費用	¥ 円 (税抜き)
交付予定額	¥ 円
補助事業の実施期間	令和 年 月 日 から 年 月 日まで
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号 令和 年 月 日 京都市指令 第 号

添付書類 (番号順に添付のこと) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。	
(1) 建物の利用の開始を証する書類 (ただし、別表第9項及び第10項に該当し、住宅に活用する場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 添付
(2) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類	<input type="checkbox"/> 添付
(3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し	<input type="checkbox"/> 添付
(4) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真及び写真撮影方向図 (補助事業着手前、実施中及び完了後の写真を、工事部位ごとにまとめること。)	<input type="checkbox"/> 添付
(5) 補助事業に係る媒介契約書、賃貸借契約書の写し、売買契約書の写し又はこれに代わる書面の写し	<input type="checkbox"/> 添付

補助金請求書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第20条の規定により、補助金を請求します。	
補助対象建築物 の所在地	京都市
補助金請求額	¥ 円
交付決定通知書の年月日 及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号
補助行為変更承認通知書の 年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号 令和 年 月 日 京都市指令 第 号

振込口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
銀行・金庫	支店・出張所	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、申請者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

事前協議書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
協議者(申請予定者)の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	協議者(申請予定者)の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて協議します。 「 」(2ページの別表から選択)			
補助対象建築物の概要	所在地	京都市 区	「 」学区
	構造・階数	木造 (<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 伝統構法) ・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 地上 () 階/地下 () 階	
	建築年	(明治・大正・昭和・平成) 年	
	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 (居住部分以外の部分の用途:)	
	住居の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 (申請住戸の数 戸/全 戸)	
	延べ面積	m ² (登記面積 m ²)	
	過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、かつ、本市を含む公的機関から、同種類以上の補助金の対象工事と同一の部位に対して交付を受けていない建築物である。 <input type="checkbox"/> はい		
申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 (賃貸() ・売却() ・利用()) <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の賃借予定者 (居住・利用() ・賃貸()) <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の購入予定者 (居住・利用())		

住宅以外へ活用 (用途変更) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※建築物の用途を変更する場合は、建築基準法その他建築に関する法令に適合する必要があります。	活用内容 (住宅以外に活用する場合のみ記入)
--	------------------------

(2ページ目に続く)

私は、下記の者を代理人と定め※、空き家活用・流通支援等補助金の手続きに係る下記の一切の権限を委任します。

氏名 _____

記

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(委任事項) 事前協議 交付申請 補助事業の内容変更, 中止等の報告 実績報告

※ 代理人を定める場合、京都市から委任者に対し電話での本人確認を行います。御連絡が取れない場合は、本人確認書類の写しの提出を求める場合があります。また、代理人の本人確認を行います。

○施工予定業者等

事業者が実施する。(京都市内に本店及び主たる事務所を置く事業者に限る。)

申請者が直接施工する。

○その他の補助事業の申請状況

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金 申請済み 申請予定 予定なし

() 申請済み 申請予定

() 申請済み 申請予定

(参考) 空き家活用・流通支援等補助金交付要綱 別表

地域の活性化に資するもの	
(1)	地域の居場所づくり（高齢者の居場所、町内会の活動拠点、多世代交流の場、観光客との交流の場、子育て世代の情報交換の場等）
(2)	北部山間地域に移住する者の住まい
(3)	京都市外から移住する者の住まい（ただし、(2)に該当するものを除く。）
文化芸術、大学政策の振興に資するもの	
(4)	若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり
(5)	大学、短期大学、大学院の学生の住まい
観光、産業又は商業の振興に資するもの	
(6)	商店街の街区内における集客力向上に資する用途（小売業、飲食業等）での活用
(7)	スタートアップ等の事業者が新たに入居する事業所
国際交流に資するもの	
(8)	留学生又は外国人研究者の住まい
その他	
(9)	地域連携型空き家対策促進事業に取り組む地区において、空き家を活用・流通するもの（ただし、(1)から(8)までに該当するものを除く。）
(10)	京町家等を活用・流通するもの（ただし、(1)から(9)までに該当するものを除く。）

添付資料チェックシート

添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。		
(1)	付近見取図	<input type="checkbox"/> 添付
(2)	交付申請の日から遡って1年以上、空き家であることを証する書面又は取得に要する書面	<input type="checkbox"/> 添付
(3)	所有者であることを証する書面（3箇月以内に証明されたものに限る。）、又は、賃借（転貸目的を含む。）し、又は購入し、当該建築物に居住又は当該建築物を利用する予定であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付
(4)	建築年を証する書類	<input type="checkbox"/> 添付
(5)	補助対象建築物の現況図面（縮尺100分の1程度）	<input type="checkbox"/> 添付
(6)	補助対象建築物の全景写真	<input type="checkbox"/> 添付
(7)	確認書（第12号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(8)	承諾書（第13号様式）【補助対象建築物が地域連携取組団体の取組地域内に所在する場合は必要】	<input type="checkbox"/> 添付

※ (1), (2), (3), (4)の書類については、変更がない場合に限り交付申請の添付書類として利用することができます。

第12号様式

住宅として使用されていたことの確認書

1 対象建築物の所在地

京都市

2 登記されている用途

--

3 空き家になる直前の用途

--

4 住宅設備の状況（該当するものにチェックを入れてください。）

(1) 台所：

- 存置している
- 設置跡が確認できる
- なし^(※)

(2) 便所：

- 存置している
- 設置跡が確認できる
- なし（共同便所あり）
- なし（共同便所なし）^(※)

(3) 浴室：

- 存置している
- 設置跡が確認できる
- なし（共同浴場あり）
- なし（共同浴場なし）^(※)

(※) にチェックがある場合は、住宅と判断することはできません。

(2ページ目に続く)

住宅設備の設置状況が確認できる写真を貼ってください。

1 台所	
2 便所	
3 浴室	

承 諾 書

(あて先) 京都市長

京都市空き家活用・流通支援等補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

- 1 補助対象建物が所在する地域の京都市地域連携型空き家対策促進事業取組団体（以下、「取組団体」という。）に対して、京都市が以下の情報を提供すること。
 - ・ 申請内容（第11号様式に記載の協議者（申請予定者）氏名・住所，電話番号，補助対象建築物の概要，申請者区分，活用内容）
 - ・ 付近見取図
- 2 取組団体から求めがあった場合には，取組団体に対して説明を行うなど，真摯に対応すること。
- 3 取組団体の求めに応じて説明等の対応を行った場合には，その対応状況について京都市に報告を行うこと。

令和 年 月 日

協議及び申請者の氏名
(法人その他の団体にあつては，名称及び代表者名)